

## 社会福祉法人竹井病院定款細則

第1条 定款第24条のこの法人の職務の執行は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

理事長の「日常の業務として理事会が定めるもの」の業務は、次を規定する。

- ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
  - ア 医師、薬剤師、看護師（准）、看護補助、管理栄養士、レントゲン技師、理学療法士
  - イ 鍼灸針あんまマッサージ師、事務員、調理師、給食作業員、清掃員
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
  - ア 日常的に消費する給食材料費、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保安管理、物品の修理等（上限200万円）
  - ウ 緊急を要する物品の購入等（上限100万円）
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。（上限150万円）
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の

売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

- ⑧ 予算上の予備費の支出。
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

第2条 定款第17条のこの法人の業務執行理事の業務は、次を規定する。

理事長を補佐し、法人組織における経理部長として法人の資金運営を管理する役割であり、

財務状況の健全な収支と安定化に向けて適切に対応する。

附 則 この細則は平成16年5月15日より施行する。

平成18年5月18日改定

平成29年4月 1日より施行する。

平成30年11月1日改定。